

# 告示

## 埼玉県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年五月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ニチイケアセンター入間	入間市豊岡一丁目二九浅見ビル二F	居宅介護支援	令和五年四月三十日
埼玉ライフサービス株式会社坂戸営業所	坂戸市伊豆の山町二二一七	居宅介護支援	令和二年四月一日
ニチイケアセンター狭山ヶ丘	所沢市狭山ヶ丘一丁目二九八〇一四七レアル一〇	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和五年四月三十日